

国指定与那国鳥獸保護区  
指定計画書（環境省案）

平成 22 年 月 日

環境省

## 1. 鳥獣保護区の概要

### (1) 鳥獣保護区の名称

与那国鳥獣保護区

### (2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県八重山郡与那国町字与那国久部良 4000 番地、4002 番地 1、同字満田原 3861 番地から 3871 番地、3948 番地 1 から 3948 番地 4、3982 番地 1 から 3982 番地 5、3983 番地 1、3983 番地 2、3984 番地 1、3984 番地 2、3984 番地 43、3984 番地 58、同字与那国上里の白地、同字与那国比川 3027 番地 2、同字与那国宇良部の全区域、同字与那国帆安上原の全区域、同字与那国阿陀尼花 1639 番地 1、同字与那国割目の白地、同字与那国屋手久の全区域、同字与那国貢原 2120 番地 1、2126 番地 1、2127 番地 1、2140 番地、同字与那国野底 2305 番地 1 から 2305 番地 3、2344 番地 9、同字与那国田原西俣 428 番地 1、438 番地 10、438 番地 11、438 番地 16、442 番地 1、442 番地 3 から 442 番地 5、443 番地、445 番地 1 から 445 番地 3、446 番地 1、448 番地 1、448 番地 2、448 番地 4、448 番地 6、448 番地 10、449 番地 1、449 番地 2、450 番地 1、454 番地 1、457 番地 1、458 番地 1、459 番地から 462 番地、463 番地 1 から 463 番地 5、464 番地 1、464 番地 2、465 番地から 470 番地、470 番地 1、471 番地、472 番地、474 番地 1 から 474 番地 3、475 番地、476 番地 1 から 476 番地 4、477 番地から 483 番地、485 番地 2 から 485 番地 5、486 番地 2、486 番地 3、487 番地、488 番地 2、490 番地、491 番地 1 から 491 番地 8、492 番地から 494 番地、495 番地 1 から 495 番地 2、496 番地 1、497 番地 1、497 番地 2、同字与那国田原 503 番地 4、同与那国島仲 2344 番地 9、同字与那国内道 4805 番地 2、4806 番地 3、4807 番地 1、4810 番地 1、4811 番地 3、4812 番地 1 から 4812 番地 2、4822 番地 2、4833 番地 2、4833 番地 4、4836 番地 3、4836 番地 5、4837 番地 1、4837 番地 4、4837 番地 5、4837 番地 7、4838 番地 1 から 4838 番地 7、4839 番地 1 から 4839 番地 4、4840 番地 1 から 4840 番地 3、4841 番地、4842 番地、4843 番地 1 から 4843 番地 3、4844 番地 1、4845 番地 1 から 4845 番地 3、4846 番地 1 から 4846 番地 3、4847 番地から 4853 番地、同字与那国野武原 2532 番地 6、田原川のうち十山橋から貢原農道以西の区域、同字与那国樽舞 3631 番地、3632 番地 1、3632 番地 2、3633 番地から 3635 番地、3637 番地、3640 番地から 3648 番地、3649 番地 1、3649 番地 2、3663 番地から 3671 番地、3675 番地から 3678 番、3680 番地、3690 番地から 3695 番地、3696 番地 1、3696 番 2、3697 番地、3700 番地、3701 番地、3707 番地、3708 番地

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 42 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、島内東部から南部にかけての海岸部及び島内最高峰である宇良部岳(標高 231.2m)を中心とした地域から田原川上流から下流区域にかけての湿地帯地域並びに久部良岳を中心とした西部地域及び樽舞湿原からなる区域である。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をリュウキュウガキ、スタジイ林及びビロウ群落が占めている。また、沖縄県を北限とするミズガンピ群落及び我が国で唯一のヤワラケガキの生育が確認されている。

このような自然環境にあることから、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 B 類のヨナクニカラスバト、キンバト等の希少な鳥類が生息しているほか、絶滅危惧 A 類であるクロツラヘラサギ、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧 類のアカヒゲ等の希少な鳥類の飛来が確認されている。

このように、当該区域は、ヨナクニカラスバトを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ヨナクニカラスバト等の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為及びごみの散乱等による鳥類の生息への悪影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

### 3. 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1039.89 ha

#### 内訳

##### ア 形態別内訳

林野 744.99 ha  
 農耕地 115.88 ha  
 水面 7.37 ha  
 その他 171.64 ha

##### イ 所有者別内訳

国有地 0.42 ha { 国有林 - ha  
 国有林以外の国有地 0.42 ha (国土交通省所管 0.42 ha)

地方公共団体有地 877.73 ha { 都道府県有地 0.14 ha { 制限林 - ha  
 普通林 - ha  
 その他 0.14 ha  
 市町村有地等 877.59 ha { 制限林 100.21 ha  
 普通林 613.32 ha  
 その他 164.06 ha

私有地等 154.51 ha

公有水面 7.23 ha

##### ウ 他の法令(条例を含む)による制限区域

自然環境保全法による地域 391.37 ha 沖縄県自然環境保全地域特別地区 62.49 ha  
 沖縄県自然環境保全地域普通地区 328.88 ha

自然公園法による地域 - ha

文化財保護法による地域 349.81 ha 県指定久良部岳天然保護区域 130.25 ha  
 県指定宇良部岳ヨナグニサン生息地 215.25 ha  
 町指定久部良ミット湿地帯 4.31ha

#### 4. 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該区域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、沖縄本島から南西へ約 510 km、隣接する台湾からは約 110 km の距離にある。島は東西約 12 km、南北約 4 km で東西に細長く、周囲 27.5 km、面積 28.9 km<sup>2</sup>である。

当該鳥獣保護区は与那国島の東部から南部にかけての海岸部及び与那国島最高峰である宇良部岳（標高 231.2m）を中心とした地域から祖納田原川上流から下流区域にかけての湿地帯地域、久部良岳を中心とした西部地域及び樽舞湿原から構成される。

###### イ 地形地質等

鳥獣保護区の東部から南部にかけての海岸線は急峻な断崖を形成して深海に接している。島の中央部は宇良部岳、久部良岳、与那国岳などの山系が走っている。宇良部岳山頂付近は山地急傾斜が占めており、山頂から北東斜面は丘腹・丘麓緩斜面である。久部良岳も同様に山頂付近が山地急傾斜で占められており、北東及び南東斜面は緩やかな段丘となっている。また、久部良岳の西部に隣接する久部良ミット湿地は、南側の一般斜面、北側の段丘面、東側の谷底低地に囲まれた板干瀬（板干礁）となっている。また、南部に位置している樽舞湿原は、南側の急斜面と北側の谷底低地に挟まれ東西に延びる板干瀬（板干礁）である。

地質については、東海岸は現世サンゴ礁堆積物、宇良部岳・インビ岳・久部良岳は八重山層群、ティンダハナタ東斜面は八重山層群と琉球層群琉球石灰岩、宇良部岳北及び東は段丘堆積物、与那国岳山麓は八重山層群と琉球層群琉球石灰岩と段丘堆積物、久部良ミット湿地は与那嶺層粘板岩、樽舞湿原は段丘堆積物から成る。

###### ウ 植物相の概要

東海岸から南海岸にかけてアダン・オオハマボウ群落や牧草地、宇良部岳は山頂がガジュマル・クロヨナ群集、山麓はリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群落、インビ岳は山頂から西は牧草地、東はヤワラケガキ・スダジイ群集、北はリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群落、久部良岳はビロウ群落、与那国岳山麓はリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群落、南に常緑果樹園、西にヤワラケガキ・スダジイ群集、久部良ミット湿地は開水面の縁にヨシクラス、樽舞湿原はヨシクラスが分布している。

## エ 動物相の概要

与那国全島でこれまで生息が確認されている哺乳類は、ジャコウネズミ、イエコウモリ、カグラコウモリ、ヤエヤマオオコウモリ、ヨナクニハツカネズミである。その他にドブネズミ、クマネズミが生息している可能性がある。

鳥類は、国内希少野生動植物種であるヨナクニカラスバト、キンバトをはじめとして様々な種の生息が確認されている。近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおりである。

### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

### (3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし

## 5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

## 6. 施設整備に関する事項

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 16本 |
| (2) 案内板      | 2基  |

国指定与那国鳥獸保護区  
与那国特別保護地区  
指定計画書（環境省案）

平成 22 年 月 日

環境省

## 1. 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

与那国特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

久部良岳の標高 150m以上の区域及び標高 150m未満の区域のうち久部良岳 2 箇所の山頂を結ぶ線から両側 25m以内の区域、宇良部岳の標高 150m以上の区域のうち町道宇良部岳線及び標高 225m以上の範囲を除いた区域、アガイミドゥティ川と町道新川支線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み北緯 24 度 26 分 31 秒、東経 123 度 0 分 32.25 秒まで至り、同所から北緯 24 度 26 分 29.77 秒、東経 123 度 0 分 37.35 秒まで至り、同所から北緯 24 度 26 分 27.81 秒、東経 123 度 0 分 34 秒まで至り、同所から北緯 24 度 26 分 19.24 秒、東経 123 度 0 分 42.4 秒まで至り、同所から北緯 24 度 26 分 16.23 秒、東経 123 度 0 分 42.75 秒まで至り、同所から北緯 24 度 26 分 15.23 秒、東経 123 度 0 分 44 秒まで至り、同所から干潮時海岸線を南西に進みアガイミドゥティ川河口に至り、同所からアガイミドゥティ川を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、沖縄県八重山郡与那国町字与那国上里白地における南東方向に延びる半島（干潮時海岸線）並びに立神岩（干潮時海岸線）

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 42 年 10 月 31 日まで（20 年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、島内最高峰である宇良部岳（標高 231.2m）周辺地域、久部良岳周辺地域、宇良部岳裾野の南部海岸周辺、立神岩及び比川地先からなる区域である。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をリュウキュウガキ、スタジイ林及びビロウ群落が占めており、また、沖縄県を北限とするミズガンピ群落及び我が国で唯一のヤワラケガキの生育が確認されている。

このような自然環境にあることから、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅

危惧 B類のヨナクニカラスバト、キンバト等の希少鳥類が生息している。

当該区域は、ヨナクニカラスバト及びキンバトの採餌等の行動が複数確認されている区域であり、良好な生息環境を有していると考えられる。

また、当該区域の一部は、ヨナクニカラスバトの繁殖が唯一確認されている場所であり、与那国鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

## 2 . 鳥獣保護区の保護に関する指針

### ( 1 ) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の特別保護地区として、ヨナクニカラスバト等の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への悪影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、N P O、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
 総面積 62.73 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 52.73 ha  
 農耕地 - ha  
 水面 - ha  
 その他 10.00 ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha { 国有林 - ha  
 国有林以外の国有地 - ha

地方公共団体有地 58.55 ha { 都道府県有地 - ha  
 市町村有地等 58.55 ha { 制限林 58.55 ha  
 普通林 - ha  
 その他 - ha

私有地等 4.18 ha  
 公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域 62.49ha 沖縄県自然環境保全地域特別地区 62.49  
 ha  
 沖縄県自然環境保全地域普通地区 - ha  
 自然公園法による地域 - ha  
 文化財保護法による地域 60.19 ha 県指定久良部岳天然保護区域 13.21 ha  
 県指定宇良部岳ヨナグニサン生息地 46.98  
 ha

#### 4. 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 特別保護地区の位置

与那国島は琉球列島の最西端に位置し、沖縄本島から南西へ約 510 km、隣接する台湾からは約 110 km の距離にある。島は東西約 12 km、南北約 4 km で東西に細長く、周囲 27.5 km、面積 28.9 km<sup>2</sup>である。

当該特別保護地区は与那国島最高峰である宇良部岳(標高 231.2m)周辺地域、久部良岳周辺地域、宇良部岳裾野の南部海岸周辺、立神岩及び比川地先からなる区域である。

###### イ 地形地質等

当該区域は、宇良部岳や久部良岳周辺地域では、各山頂付近が中心のため山地急傾斜であり、また宇良部岳裾野の南部海岸周辺は概ね山地一般斜面と山地緩斜面で占められている。また、立神岩は海面上に孤立した断崖であり、比川地先は標高約 1m の凹凸の激しい岩礁地帯である。

地質については、宇良部岳や久部良岳周辺地域は八重山層群、比川地先は隆起サンゴ礁の岩礁から成る。

###### ウ 植物相の概要

東海岸から南海岸にかけてアダン-オオハマボウ群落や牧草地、宇良部岳は山頂がガジュマル-クロヨナ群集、山麓はリュウキュウガキ-ナガミボチョウジ群落、インビ岳は山頂から西は牧草地、東はヤワラケガキ-スダジイ群集、北はリュウキュウガキ-ナガミボチョウジ群落、久部良岳はビロウ群落、与那国岳山麓はリュウキュウガキ-ナガミボチョウジ群落、南に常緑果樹園、西にヤワラケガキ-スダジイ群集、久部良ミット湿地は開水面の縁にヨシクラス、樽舞湿原はヨシクラスが分布している。

###### エ 動物相の概要

本鳥獣保護区で生息確認されている哺乳類は、ジャコウネズミ、イエコウモリ、カグラコウモリ、ヤエヤマオオコウモリ、ヨナクニハツカネズミである。その他にドブネズミ、クマネズミが生息している可能性がある。

鳥類は、国内希少野生動植物種であるヨナクニカラスバト、キンバトをはじめとして様々な種の生息が確認されている。近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおりである。

( 2 ) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

( 3 ) 当該区域の農林水産物の被害状況  
なし

5 . 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項  
当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生  
ずべき損失を補償する。

6 . 施設整備に関する事項

( 1 ) 特別保護地区用制札	6 本
( 2 ) 案 内 板	1 基